

第143期決算公告

平成18年6月29日



貸借対照表(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	57,418	預金	713,420
現金	24,472	当座預金	15,297
預け金	32,946	普通預金	198,047
コーポレート	18,000	貯蓄預金	11,578
商品有価証券	315	通知預金	2,786
商品国債	312	定期預金	463,092
商品地方債	3	定期積金	14,512
金銭の信託	5,341	その他の預金	8,105
有価証券	130,360	借入金	3,990
国債	42,698	借入	3,990
地方債	3,927	外国為替	21
社債	44,877	売却外国為替	21
株式	10,053	社債	1,150
その他の証券	28,802	その他の負債	2,740
貸出金	528,467	未払法人税等	47
割引手形	7,598	未払費用	642
手形貸付	58,694	前受収益	604
証書貸付	418,258	給付補てん備金	6
当座貸越	43,914	その他の負債	1,439
外国為替	172	賞与引当金	320
外国他店預け	166	退職給付引当金	1,938
買入外国為替	0	子会社支援損失引当金	380
取立外国為替	5	再評価に係る繰延税金負債	1,405
その他の資産	3,901	支払承諾	3,578
前払費用	721	負債の部合計	728,945
未収収益	1,547	(資本の部)	
その他の資産	1,631	資本金	15,541
動産不動産	11,226	利益剰余金	1,312
土地建物動産	10,504	当期末処分利益	1,312
保証金権利金	722	当期純利益	2,724
繰延税金資産	6,973	土地再評価差額金	331
支払承諾見返	3,578	株式等評価差額金	861
貸倒引当金	△ 18,771	自己株式	△ 6
資産の部合計	746,985	資本の部合計	18,040
		負債及び資本の部合計	746,985

損益計算書 (平成 17年 4月 1日から
平成 18年 3月 31日まで)

(単位 :百万円)

科 目	金 額
経常収益	21,359
資金運用収益	17,787
貸出金利	15,066
有価証券利息配当	1,749
コールローン利息	0
預け金利	969
その他の受入利息	1
役員取引等収益	2,389
受入為替手数料	746
その他の役員収益	1,642
その他業務収益	62
外国為替売買益	20
国債等債券売却益	42
その他経常収益	1,119
株式等売却益	574
その他の経常収益	544
経常費用	18,019
資金調達費用	497
預金利息	303
借入金利息	166
社債利息	27
その他の支払利息	0
役員取引等費用	1,955
支払為替手数料	137
その他の役員費用	1,817
その他業務費用	9
商品有価証券売買損	3
国債等債券売却損	6
営業経費	12,218
その他経常費用	3,338
貸倒引当金繰入額	726
貸出金償却	871
株式等償却	856
その他の経常費用	884
経常利益	3,339
特別利益	1,042
動産不動産処分利益	26
償却債権取立利益	472
その他の特別利益	544
特別損失	1,283
動産不動産処分損失	4
減損	102
その他の特別損失	1,175
税引前当期純利益	3,099
法人税、住民税及び事業税	33
法人税等調整額	341
当期純利益	2,724
前期繰越損失	1,374
土地再評価差額金取崩	37
当期未処分利益	1,312

(単体貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

6. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づく定額法により償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,026百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定率法により按分した額を発生翌期から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理しております。

12. 子会社支援損失引当金は、子会社・子法人等の債務超過額にかかる損失に備えるため、子会社・子法人等に対する投資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。なお、この引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

15. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 366百万円

16. 子会社の株式総額 10百万円

17. 子会社に対する金銭債務総額 1,576百万円

18. 動産不動産の減価償却累計額 11,738百万円

19. 動産不動産の圧縮記帳額 313百万円

20. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部や営業用車輛等については、リース契約により使用しております。

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,415百万円、延滞債権額は40,008百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は426百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,337百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,188百万円であります。

なお、上記21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は24,453百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権13,474百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

26. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,599百万円あります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,053百万円

預け金 3百万円

担保資産に対応する債務

預金 615百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,756 百万円及び預け金 520 百万円を差し入れております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,773 百万円

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,990 百万円が含まれております。

30. 社債には、劣後特約付社債 1,150 百万円が含まれております。

31. 1 株当たりの純資産額 127 円 32 銭

32. 旧商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、861 百万円であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 36. まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 315 百万円

当期の損益に含まれた評価差額 4

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
地方債	2,670 百万円	2,653 百万円	17 百万円	18 百万円	35 百万円
社債	543	537	5	0	6
その他	6,709	6,284	425	-	425
合計	9,923	9,474	448	18	467

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	5,225 百万円	9,476 百万円	4,251 百万円	4,256 百万円	5 百万円
債券	89,797	87,889	1,908	71	1,979
国債	43,895	42,698	1,197	34	1,231
地方債	1,276	1,256	20	1	21
社債	44,625	43,934	690	35	725
その他	22,904	22,007	896	248	1,145
合計	117,927	119,374	1,446	4,576	3,129

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 584 百万円を差し引いた額 861 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当期における減損処理額は、子会社株式 800 百万円、時価のない株式 55 百万円であります。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
20,216 百万円	616 百万円	6 百万円

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
社債	400 百万円
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	11
その他有価証券	
非上場株式	565
その他の証券	85

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	8,825 百万円	63,744 百万円	5,926 百万円	13,007 百万円
国債	2,956	25,546	1,187	13,007
地方債	737	1,815	1,374	-
社債	5,130	36,382	3,364	-
その他	1,115	2,909	3,583	18,781
合計	9,940	66,654	9,509	31,788

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

取得原価	5,341 百万円
貸借対照表計上額	5,341
評価差額	-
うち益	-
うち損	-

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、120,318 百万円であります。

す。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが119,996百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより税引前当期純利益は102百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

40. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は6.12%であります。

(単体損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 15百万円

子会社との取引による費用総額 313百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 19円22銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

5. 「その他の経常費用」には、子会社支援損失引当金繰入額380百万円、債権放棄204百万円及び第三者へ延滞債権等を売却したことによる損失115百万円を含んでおります。

6. 「その他の特別利益」には当期中に退職金年金制度を改訂したことに伴い発生した過去勤務債務の損益処理額544百万円を含んでおります。

7. 減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ6か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産6か所	土地及び建物	102 (うち土地 102) (うち建物 0)

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

8. 「その他の特別損失」には、関東つくば銀行との合併準備に伴い発生した損失1,166百万円を含んでおります。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

(株)茨銀ビジネスサービス

いばぎん信用保証(株)

(株)いばぎんカード

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。

以 上

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位 :百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	57,418	預 金	711,822
コールローン及び買入手形	18,000	借 用 金	3,990
商品有価証券	315	外 国 為 替	21
金 銭 の 信 託	5,341	社 債	1,150
有 価 証 券	130,349	そ の 他 負 債	4,230
貸 出 金	529,589	賞 与 引 当 金	337
外 国 為 替	172	退 職 給 付 引 当 金	1,941
そ の 他 資 産	4,281	再評価に係る繰延税金負債	1,405
動 産 不 動 産	11,231	支 払 承 諾	3,578
繰 延 税 金 資 産	7,018	負 債 の 部 合 計	728,477
支 払 承 諾 見 返	3,578	(少数株主持分)	
貸 倒 引 当 金	20,388	少 数 株 主 持 分	79
		(資本の部)	
		資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	1,625
		土 地 再 評 価 差 額 金	331
		株 式 等 評 価 差 額 金	861
		自 己 株 式	6
		資 本 の 部 合 計	18,353
資 産 の 部 合 計	746,910	負債、少数株主持分及び資本の部合計	746,910

連結損益計算書 (平成 17年 4月 1日から
平成 18年 3月 31日まで)

(単位 :百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		21,374
資 金 運 用 収 益	17,905	
貸 出 金 利 息	15,184	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,749	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	0	
預 け 金 利 息	969	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 益	2,641	
そ の 他 業 務 収 益	62	
そ の 他 経 常 収 益	765	
経 常 費 用		17,795
資 金 調 達 費 用	498	
預 金 利 息	303	
借 用 金 利 息	166	
社 債 利 息	27	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	1,938	
そ の 他 業 務 費 用	9	
営 業 経 費	12,401	
そ の 他 経 常 費 用	2,946	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,507	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,439	
経 常 利 益		3,579
特 別 利 益		1,044
動 産 不 動 産 処 分 益	26	
償 却 債 権 取 立 益	474	
そ の 他 の 特 別 利 益	544	
特 別 損 失		1,283
動 産 不 動 産 処 分 損	4	
減 損 損 失	102	
そ の 他 の 特 別 損 失	1,175	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,340
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		35
法 人 税 等 調 整 額		330
少 数 株 主 利 益		2
当 期 純 利 益		2,971

(連結貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

6. 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間に基づく定額法により償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,026百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定率法により按分した額を発生翌連結会計年度から損益処理
会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理しております。

12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。

13. 当行の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上してありません。

14. 当行の取締役及び監査役に対する金銭債権総額 366百万円

15. 動産不動産の減価償却累計額 11,745百万円

16. 動産不動産の圧縮記帳額 313百万円

17. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部や営業用車輛等については、リース契約により使用しております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,662百万円、延滞債権額は40,979百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は436百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,358百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,436百万円であります。

なお、上記18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は24,453百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権13,474百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,599百万円あります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,053百万円

預け金 3百万円

担保資産に対応する債務

預金 615 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,756 百万円及び預け金 520 百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は 723 百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,773 百万円

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,990 百万円が含まれております。

27. 社債には、劣後特約付社債 1,150 百万円が含まれております。

28. 1 株当たりの純資産額 129 円 54 銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 32. まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 315 百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 4

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
地方債	2,670 百万円	2,653 百万円	17 百万円	18 百万円	35 百万円
社債	543	537	5	0	6
その他	6,709	6,284	425	-	425
合計	9,923	9,474	448	18	467

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	5,225 百万円	9,476 百万円	4,251 百万円	4,256 百万円	5 百万円
債券	89,797	87,889	1,908	71	1,979
国債	43,895	42,698	1,197	34	1,231
地方債	1,276	1,256	20	1	21
社債	44,625	43,934	690	35	725
その他	22,904	22,007	896	248	1,145
合計	117,927	119,374	1,446	4,576	3,129

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 584 百万円を差し引いた額 861 百万円 が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価のない株式 55 百万円であります。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
20,216 百万円	616 百万円	6 百万円

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
社債	400 百万円
その他有価証券	
非上場株式	566
その他の証券	85

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	8,825 百万円	63,744 百万円	5,926 百万円	13,007 百万円
国債	2,956	25,546	1,187	13,007
地方債	737	1,815	1,374	-
社債	5,130	36,382	3,364	-
その他	1,115	2,909	3,583	18,781
合計	9,940	66,654	9,509	31,788

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託	
取得原価	5,341 百万円
連結貸借対照表計上額	5,341
評価差額	-
うち益	-
うち損	-

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,771 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 123,449 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	6,129 百万円
年金資産（時価）	3,418
未積立退職給付債務	2,711

会計基準変更時差異の未処理額	1,046
未認識数理計算上の差異	413
連結貸借対照表計上額の純額	1,251
前払年金費用	690
退職給付引当金	1,941

36. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益は102百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

37. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は6.21%であります。

(連結損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 20円97銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他の経常費用」には、債権放棄204百万円、第三者へ延滞債権等を売却したことによる損失115百万円及び株式等償却55百万円を含んでおります。

5. 「その他の特別利益」には、当年度中に退職年金制度を改訂したことに伴い発生した過去勤務債務の損益処理額544百万円を含んでおります。

6. 当行は減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしており、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としてグルーピングしております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ6か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産6か所	土地及び建物	102
				(うち土地 102)
				(うち建物 0)

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

7. 「その他の特別損失」には、関東つくば銀行との合併準備に伴い発生した損失1,166百万円を含んでおります。